

神戸市療育ネットワーク会議「第3回 医療的ケア児の支援施策検討会議」 議事要旨

(日 時) 平成30年11月22日(木) 13:30~15:20

(場 所) 神戸市役所2号館4階 2042会議室

○…委員意見 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」の結果について

<事務局より資料2・3について説明後、委員による意見交換>

- 医療的ケア児の状況について今まであまり見えていないところがあったが、今回の調査は、特に医療的ケアが必要な子どもや保護者が在宅生活の中で一番困っていること、負担に感じていること、必要とされるサービスが何かということを理解するためには貴重な調査だと思う。
- 医療的ケア児や重度障害児が日中に行く場がないというのが現状。事業所がそういった子ども達を受け入れるためには看護師の配置や地域で連携できる医師が必要になるが、地域でそうした子どもの診療ができる医師は限られており、皆がそこに集中してしまう。大きな病院の医師だけでなく、普段から関わってもらえる医師が地域にもいてほしいと思う。
- 今回の調査では176人から回答があったとのことだが、参考資料3の国の推計値では、兵庫県全体の医療的ケア児数は809人となっている。人口比で考えると神戸市は230人程度になるが、実際にはプラスアルファで300人程度と考えた方が良いのであれば、今回の調査で半分ぐらいの回答があったと考えるのか、それともほぼ全員からの回答と考えるのか。
- 全数把握できているとは考えていない。各項目の割合等は参考にできるとは思っている。
- せっかく調査をしたので、これが全体の何割ぐらいなのかということがわかれば良いと思った。今回の調査は大きな病院から調査票を配布されているため、地域の往診医のみを利用しているという子どもについては、調査の範囲外になってしまっている。
- 地域の診療所だけを利用している場合でも、特別支援学校に通学している場合は学校から調査票が交付されているが、地域の学校に通学している医療的ケア児の場合は、地域の診療所だけに通院している場合もある。それほど数は多くはないと思うが、そのような子どもが調査範囲外になってしまっているのではないか。
- 神戸市で把握している範囲では、神戸市立の普通校の小・中学校に通学されている医療的ケアが必要なお子さんは全市で36名である。また、神戸市立の特別支援学校の在籍児童で医療的ケアが必要な方は90名であるため、今回の調査結果で6歳~17歳の回答数が115人であることを考えると、その部分はある程度把握できていると考えている。
- 他にも、神戸市外の医療機関に通院している場合は調査範囲外になっている可能性はあるが、今回の調査については、医療的ケアが必要な子どもが、少なくともこれぐらいの人数がいるということと、そういった子ども達のおおよそのニーズは把握できたと考えてよいと思う。
- 調査結果の障害者手帳の取得状況を見ると、「手帳の交付なし」の子どもが一定数いるが、特に低年齢の場合は、障害があっても手帳の交付を受けたくても、まだ判定が受けられないために手帳が交付されない場合もあるので、手帳がないからといって障害がないとは考えない方がよい。

- 今回の調査結果では、全体の約35%が5歳以下の幼児であるが、これは割合として高いと思う。最近の傾向として、重度障害のある子どもが増加していると感じているが、この部分は今後も右肩上がりになっていくのか、何か見通しはあるか。
- 全国的な傾向としては、全体の人口が減少する中で、医療的ケア児数は増加しているため、神戸市でも同じような傾向にはあると考えている。
- 調査結果の「医療的ケアが必要な子どもやその家族のために必要と感じるサービスや支援策」として、ショートステイを充実させてほしいという意見がある。重度障害児を対象とする事業所でも、重度障害ではない医療的ケア児は受け入れていない場合もあり、重度障害のない歩行可能な子どもの方が受け入れ先がなくて困っているのだろうか。そのような状況は把握されているか。
- 現時点ではわからないが、別途確認して、後日あらためてご説明させていただく。
- 知的障害児・者の施設には看護師が配置されていない場合も多く、例えばダウン症の方で、糖尿病のインシュリン注射が必要な場合や、心臓が悪くて酸素が必要な場合には、施設の利用ができないことが多い。そうした施設に看護師が配置されるような取組についても検討してほしい。

2. 保育所等における医療的ケア児の受け入れについて

－医療的ケア児の受け入れについて－

<事務局より資料4について説明後、委員による意見交換>

- 保育所での医療的ケア児の受け入れの募集を開始したとのことだが、申込みはあったのか。
- 現時点では問い合わせのみであり、正式な申込みはまだない。
- 受け入れる保育所がある地域に偏りがあるように感じるが、今後は各地域に広げていくのか。
- 現在ではできるところからスタートさせている状況であるが、当面の目標としては、公立・民間の保育所をあわせて、全部の区に少なくとも一箇所では受け入れられる体制をつくっていきたいと考えている。
- 今回の募集で受入施設とされている民間のこども園とは20年以上前から関わりがあるが、当時も、医療的ケアが必要な子どもが通える保育所が東部地域にはなかったため、わざわざ西部地域に転居してそこに子どもを通わせていた人もいた。ぜひ、早い段階で地域による偏りをなくしてほしい。
- 神戸市の特別支援学校の肢体不自由児部門では、全ての教員が子どもの医療的ケアに関わっている。一方、地域の学校では教員が医療的ケアを実施することができないため、保護者か訪問看護ステーションの看護師が実施している。また、市内にある県立の特別支援学校では、全教員が医療的ケアをするところまでは進んでいない。こうした基礎的な環境整備の状況が地域間の差につながるため、保育所についても受け入れ体制をいかに整備していくかが重要。
- 保育所や幼稚園で医療的ケアを実施した場合、その子どもが小学校に入学するときどのように連携していくのかということが大きな問題になるため、その点もよく考えてほしい。
- 全国的に見ると、学校での医療的ケアについても、教員がいわゆる3号研修（社会福祉士及び介護福祉士法による喀痰吸引等のうち、重度障害児・者等特定の者に対する必要な行為について実地研修を行うもの）を受講して実施するという形を文部科学省が一つのモデルとして提示

する一方で、自治体によっては、医療的ケアは全て看護師が行うというところもあり、統一されていないのが現状。また、保育所や幼稚園についてはまだそこまでのモデルができておらず、厚生労働省もそこまでは踏み切れていない。

- 保育所での医療的ケア児の受入れについて、何名までという定員はあるのか。
- 基本的には、看護師一人につき医療的ケアが必要なお子様一人を受け入れることとしている。
- 医療的ケア児を受け入れたいと考えているこども園から、勤務してもらえる看護師はいないかという相談を受けており、看護師が見つからなくて困っているのだと思う。そのような状況からすれば、一つの施設に複数の看護師を配置するというのは非常に難しく、将来的には、保育所の保育士にも3号研修を受けてもらって医療的ケアが実施できるようにしてほしい。小学校就学前の段階で医療的ケアが必要な場合、就学に備えて社会性を育てあげたいと思うが、保育所や幼稚園では受け入れてもらえないという現状であり、そういった子どもは相当数いる。
- 3号研修を受けて実施できる医療的ケアは「特定行為」といって限られており、経管栄養や吸引は対象になるが、人工呼吸器や酸素は対象にならないため、こういったケアを行うためにはやはり看護師の配置が必要にはなる。そういった制度についての国の整備もなかなか追いついていない中、神戸市は一步前に進もうとしていると思う。

ー神戸市立保育所における医療的ケア実施ガイドラインについてー

<事務局より資料4について説明後、委員による意見交換>

- 受入れ時間を8時間としているのは、かなり思い切った判断だと思う。特別支援学校においても、子どもの体調は大きく変化するため、そのような場合には保護者にお昼には迎えにきてもらったり、救急車を呼んだりすることは多い。そういった判断は、看護師ではなく管理職が行っている。また学校は概ね午後3時までで下校するが、それを保育所では午後5時までとしているので、危機管理や子どもの体調の変化への対応を考えると、現場の職員の負担は大きいと思う。預けられる保護者の方にもそのあたりは十分理解いただいた上で、子どもの安全を最優先に、事故が起きないようにしてほしいと思う。
- 看護師が保育所を巡回するとのことだが、子どもにとっても、看護師にとっても、対応する相手が毎回替わるということは不安材料になるのではないか。
- 巡回するのは、保育所の看護師をサポートする本庁の看護師であり、保育所には決まった看護師を固定で配置する予定である。
- すこやか保育の制度による保育士の加配についても考えているのか。
- 保育と看護は別のもと考えているため、看護師が医療的ケアを実施する場合であっても、すこやか保育の制度による支援が必要なときには、あわせて支援を行う予定である。
- 資料5のP29の「医療的ケアが必要な児童の保育の目安」はかなり細かく内容を分けているが、仮に活動可能とされていなくても、周りの子ども達がやっていることを同じようにやってしまうことを制止するのは学校の場合でも難しい。個々の子どもの疾病の状況や特徴を把握した上でしっかりサポートしてくれる保育士がいないと安全面でも不安があり、加配の保育士は必要だと思う。
- 看護師が巡回するときにリハビリの指導等を行うのか。
- 現時点ではその予定はないが、検討の必要はあると考えている。対象となる医療的ケア児が医療機関を受診するときに、保護者の同意が得られれば、看護師が同伴して、医師からリハビリ

の指示等があればそれを保育所等で実施できれば良いと思う。

- 障害児通所支援サービスの保育所等訪問事業などを活用すれば、理学療法士等が保育所等へ行ってサポートすることはできるため、そのような制度も併用されると良いと思う。主治医訪問で口頭での説明を聞くだけでなく、実際の保育所等の環境を見ながら指導を受けるということは大事だと思う。

3. その他

- 重症心身障害児対象ではない一般の放課後等デイサービス事業所等で、看護師を配置して、医療的ケア児を受け入れているような事例はあるのか。
- そのような事例は、あったかもしれないが把握はできていない。神戸市でも、放課後等デイサービスで重症児を受け入れてもらうための加算制度について実施予定であるが、医療的ケア児については看護師配置が必要であり、現時点ではそれに対する加算制度はない。